

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No.10
(4)	(2)	(3)	(1)	(3)	(1)	(5)	(4)	(5)	(2)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
57%	85%	98%	90%	68%	94%	68%	90%	85%	98%

1 学問の自由 正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (最大判昭 38・5・22 東大ポポロ事件)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (前掲・東大ポポロ事件)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 誤り。 教授その他の研究者は、大学の自治の主体であるとされている。しかし、判例は、学生について、教授その他の研究者の「自由と自治の効果」として学問の自由と大学施設の利用が認められるとしており、学生は大学の自治の主体ではないとする (前掲・東大ポポロ事件)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (前掲・東大ポポロ事件)。

2 国会議員の特権 正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (憲法 50 条)。
- (2) 誤り。 憲法 50 条は「両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。」とする。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。憲法 51 条にいう「議院で行った」とは、議員職務として行ったという意味である。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (東京地判昭 37・1・22、東京高判昭 44・12・17)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

3 分限及び懲戒 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。

- (3) 誤り。 懲戒処分は、懲戒事由と種類が法定されており（地公法 29 条 1 項）、法定された事由に該当しない限り懲戒処分を行うことはできず、また、法定された種類以外の懲戒処分をすることもできない。しかし、懲戒処分を行うかどうか、行うとした場合に免職、停職、減給、戒告のうち、どの処分を選択するかは、任命権者に裁量権が認められている。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（地公法 34 条 1 項、60 条 2 号、29 条 1 項 1 号・2 号）。

4 管轄区域外における権限行使 正解 (1)

- (1) 誤り。 「都道府県警察は、居住者、滞在者その他のその管轄区域の関係者の生命、身体及び財産の保護並びにその管轄区域における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公安の維持に関連して必要がある限度においては、その管轄区域外にも、権限を及ぼすことができる」（警察法 61 条）。このとおり、都道府県警察が管轄区域外で行使できる権限は、犯罪の鎮圧及び被疑者の逮捕のための権限に限られているわけではない。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。外国の領域における権限の行使は、当該国家の主権侵害とならないように、当該国家の同意、条約上の根拠等から、国際法上許容される場合に限り、国内法の枠内で行うことができる。

5 逮捕・監禁罪 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 誤り。 「監禁」の意味は枝文のとおり。ただし、監禁の場所は閉鎖された空間であることを要しない（最決昭 38・4・18）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。心理的方法による場合として、脅迫による場合や、恐怖心・羞恥心を利用する場合、被害者を欺罔する場合などがある。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。本罪は継続犯である。

- 6 業務妨害罪 正解 (1)
- (1) 誤り。 業務妨害罪における「業務」は、人が社会生活を維持するうえで反復・継続して従事する仕事をいい、営業として収入を得ている必要はない。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 28・1・30)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。
- 7 盗品等に関する罪 正解 (5)
- (1) 正しい。 枝文のとおり。本犯は「財産に対する罪」に限定されるためである。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 誤り。 本犯の正犯者 (共同正犯を含む) は本罪の主体から除外されるが (最判昭 24・10・1)、本犯の教唆者・幫助者については本罪の主体から除外されない (最判昭 24・7・30)。
- 8 告 訴 正解 (4)
- (1) 正しい。 枝文のとおり (大判昭 12・6・5)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。非親告罪の告訴は、単なる捜査の端緒にすぎないから、告訴の取消しにより何らかの効果が発生することではなく、取消し後の再告訴も禁止されない。
- (4) 誤り。 「被害者の法定代理人は、独立して告訴をすることができる」(刑訴法 231 条 1 項)。法定代理人の告訴権は独立の固有権であるから、被害者本人の告訴権が消滅したとしても、これにより当然に法定代理人の告訴権も消滅するわけではない。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。告訴を受理した場合、司法警察員は、必ず、告訴の要件の存否の調査、告訴の内容の確認、提出された証拠の一応の検討などを行い、犯罪が成立するか否かに関係なく、その捜査の結果を速やかに検察官に送付しなければならない (刑訴法 242 条)。
- 9 被疑者の勾留 正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 207 条 1 項・60 条 1 項）。
- (2) 正しい。 罪証隠滅のおそれについては、単に自白の有無だけで判断するのではなく、被疑事件の内容や犯行態様等から総合的に判断する必要がある。そのため、被疑者が他からの働きかけにより自白を覆すおそれがあっても、それだけで被疑者自身に罪証隠滅のおそれがあるとは判断できない。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 207 条 1 項・82 条）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 60 条 1 項）。
- (5) 誤り。 被疑者勾留は、逮捕前置主義の原則により、勾留の理由となる事実と逮捕の基礎となる事実とが同一でなければならない。ただし、この同一性については、両方の事実が 1 個の犯罪事実として同じ範囲に属することで足り、必ずしも罪名が同一である必要はない。

10 令状によらない捜索・差押え

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 誤り。 逮捕の現場における捜索・差押え（刑訴法 220 条 1 項 2 号）は、その対象を被逮捕者の身体等に限るものではないから、第三者の身体等についても、押収すべき物の存在を認めるに足りる状況があれば、捜索・差押えを行うことができる（刑訴法 222 条 1 項・102 条 2 項）。
- (3) 正しい。 被疑者を逮捕する場合において必要があるときは、令状によらずに、人の住居等に入り被疑者の捜索をすることができる（刑訴法 220 条 1 項 1 号、3 項）。これは通常逮捕の場合でも、令状によらずに人の住居等に入って被疑者の捜索をすることを許すものであるから、捜索許可状の提示を求める刑訴法 110 条を準用する余地はなく、捜索許可状はもちろん、逮捕状を提示しなくとも違法ではない（大阪高判昭 39・5・21）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。